

第八回 参議院厚生委員会會議錄第六号

昭和二十五年七月二十七日(木曜日)午前十時二十四分開会

本日の會議に付した事件

○議員派遣要求の件

○地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、検査所の設置関し承認を求めの件(内閣送付)

○福祉行政と地方自治関する件

○災害救助法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議員送付)

○委員長(山下義信君) これより厚生委員会を開会いたします。

先ずお諮り申上げたいことがございます。国会休会中に当委員会といたしまして厚生行政、特に社会保障制度の問題に關連いたしまして調査をいたしたいと存じますので、その調査のために議員派遣の要求を提出いたしたいと考える次第でございます。つきましては、一応考慮しておりますことは、三班ぐらゐに編成をいたしまして、東北地方、秋田、新潟、福井を一班とし、中部地方、長野、岐阜、群馬を二班とし、西部分面を三班とし、これら三班にそれぞれ三名の議員を派遣することについて、如上の調査を実施いたしたいと存じますので、つきましては、御意見を伺います次第でございます。

○委員長(山下義信君) 賛成いたします。その具体的な案件については、委員長に任せます。

第八部 厚生委員会會議錄第六号

昭和二十五年七月二十七日【参議院】

任します。

○委員長(山下義信君) 只今堂森委員から議員派遣の件は賛成である、同時にその具体的な調査要求書の作成等につきましては委員長一任の動議が提出されましたが、堂森委員の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下義信君) 異議ないものと認めます。それでは委員長におきまして調査要求書を作成いたしまして、成規の手続をとることにいたします。

○委員長(山下義信君) 次は日程の順序を変更いたしまして、これより地方自治法、第五十六條第四項の規定に基き、検査所の設置に關し承認を求めの件を上程いたします。本件につきまして、先ず政府の提案の理由の説明を求めます。

○國務大臣(黒川武雄君) 只今議題となりました検査所の設置に關し承認を求めの件についてその提案理由を説明いたします。

現在東京港に出入する外航船舶は横浜港に寄港し、横浜検査所の検査を受けるという不便を忍んで運航されておられ、又羽田空港には、横浜検査所から職員を派遣し、出入航空機の検査を実施しているという現状であります。併しながらかのような臨時的措置は決して東京港の発展に寄与するものでないことは勿論、緊急措置を必要とする検査業務の円滑なる遂行も期することが出来ないであります。特に、最近東

京港に出入する外航船舶の増加は、従来のように横浜検査所に依存し切れな

い程に業務の膨張を来し、更に又最近の羽田空港における出入航空機の著しい増加は、横浜検査所の負担を以ちましては、到底完全な業務の遂行を望み得ない程の繁忙を来しておるものであります。かかる危惧すべき現状に鑑み当局といたしましては、伝染病の予防に万全の態勢を確立すべく今般東京港に羽田航空検査を兼ねる東京検査所を設置し、両港における業務の運営に遺憾のないようにいたしたいのであります。何とぞ慎重御審議の上速かに承認せられんことをお願いいたします。

○委員長(山下義信君) 本案についての審議は次回に譲りたいと思ひますが御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下義信君) 異議ないものと認めます。

○藤原道子君 私には社会福祉と地方行政事務に關してちよつと御質問申上げたいのでございますが、昨日の朝日新聞によりますと、こういう記事が出てゐるのでございます。『地方行政事務を拡充、調査委員会建議勧告案を作成』、こういう記事が載つておりました。これから多く国の事務になることも……、国と地方との分担でいろいろ混乱を起す等のこともあるので非常に不便である。従つてこの際地方行政全般を再検討しているが、近く次のようなことを

十月末までに政府に勧告を行う予定であるというようなことが載つております。その中に、これから地方行政、市町村へ移す問題の中に生活保護法、例

えば「生活保護法のように、国の事務であつて市町村長に委任されているため責任の所在がわからない行政事務は單純となる」とか、或いは「小学校や新制中学のように維持、新設費は市町村が行い、その運営責任の一半を国が負う」という様な事務は完全に市町村のものとなる」といふような、以下いろいろと出ているのでございますが、これを拜見いたしました私は非常に奇異な感じを持つものでございます。第一生活保護法を市町村に移すというやうなことになることは立法の精神にも反することでございます。そして、そもそれは憲法二十五條の精神によつて国が責任を持つて最低限度の生活を保障するといふやうなことになるのであります。それを地方に移して、果してこれが円満に遂行して行かれるという見通しがあつてこういうことを検討されているのかどうか。生活保護法とか児童福祉法とか或いは衛生行政といふやうなものを、これを地方の市町村に移すといふやうなことは私どもも納得ができませんのでございまして、殊に現在においてすら、私は生活保護法のような法律が、市町村が十分の一を負担する、費用の負担でございまして、といふことにおいてすら貧弱町村とそれから富裕な町村との間には保護を受ける人達においても非常な差があるのでござ

います。当然これは保護を受けなければならぬといふやうな人達は、貧弱町村の場合にこれを受けることができないといふので、非常に社会福祉を阻害している点があるのでございまして、これを全面的に市町村へ移すといふことになつて、果してこの法律の精神が生かされて行くかどうかといふやうなことについて非常に不安を感じるのでございまして、殊に今社会保障的なものが幾つもあるのを、これを一本にして、殊に新たな構想の下に社会保障制度をささげようとして今日、これはどうも時代に逆行するといふやうな感じがするのでございまして、それについての一御答弁を伺いたいと思ひます。

○委員長(山下義信君) 只今の藤原委員の緊急質問は通告がございましたので、地方行政調査委員會議の政府關係者と呼んでございます。それらの点につきまして先に地方行政調査委員會議の事務局の關連しての説明をいたしますか、答弁といふものを求めたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下義信君) それでは今の問題について、地方行政調査委員會議事務局調査第二課長小龍清君の説明を求めるところにいたします。

○説明員(小龍清君) 地方行政調査委員會議の調査第二課長の小龍でございます。地方行政調査委員會議は今年一月発

全般につきまして、これを国、地方、結局府県と市町村でございしますが、国、府県、市町村に適正に配分するにほゞういたしたらいかがという点につきまして、シャワー勧告の線に一応沿いまして、検討を進めていくわけでございするが、問題が極めて複雑且つむずかしい点を相当に含んでおりますので、現在のところ各方面の御意見なり資料なりをできるだけ集めるという段階で調査を進めております。従いまし社会福祉の事務につきまして、これをどうするかという点について具体的な結論というものはまだ全然出ておらないわけでありまして、その点につきましては尙ほいろいろ複雑な問題もございするで、各方面の御意見を十分お聞きした上で或る程度の結論を出したいと現在考えておるのでございします。まだ全然はつきりいたしておりません。

○藤原道子君 只今の御答弁によりまして、まだはつきりしていないという御答弁ではございしましたが、この新聞記事はそれでは事実と相違するということになるのでございします。今年の十月頃にはすでに勧告を行うというところがはつきり出ております。そして十月といえは今年七月ももう終りでございしますので、相当進んでおると考えられるのでございしますが、その点について……

○説明員(小瀬清君) 只今のお尋ねでございしますけれども、その新聞に書いてある時期その他については、私共の方といたしましては又委員会といたしましては全然まだ決定いたしておりません。従いまし先程申し上げましたように、個々の事務につきましてはすべ

て今後の検討次第によるという現在の段階でございします。

○委員長(山下義信君) そうしますとこの新聞に出たこの大綱というものは事務局の、あなたの方の試案であつて、まだ一度も正式の会議にはかけていないということですか。

○説明員(小瀬清君) 一応事務局の構成をいたしまして、専門調査員という制度を採用いたしまして、専門調査員から問題を決めて報告を出して頂き、それを基として事務局で検討を加え、更に或る程度の成案ができました委員の方に検討して頂くという仕方をとつております。その専門調査員の方の報告の一部に、或る程度事務局が考えを加えたもの、それも勿論はつきりしたものではありませんけれども、大体国に留保するものは原則として市町村なり府県なりでできないものにして、ようという程度のことは相談いたしております。

○委員長(山下義信君) ちよつと関連しまして……これは公式なものでか、非公式なものでか。つまり公の大綱案ですか、全く私のものですか、その点はどうか。

○説明員(小瀬清君) それは公式のものではございしません。

○委員長(山下義信君) 公のものではない……これは誰が発表しましたか、あなたの方の事務局で発表したのでか。どうしてこの新聞社にこういふ記事が出たか、その経路は分つておりますか。

○説明員(小瀬清君) 事務局でもその新聞記事の経路につきまして検討いたしましたのでございしますけれども、事務局自体としては発表したことにはございせん。

○藤原道子君 発表したことがないといつて、こんなものは漏れる筈がないですわね。それが一つ。それはそれといたしまして、この頃何と申しましようか、機構ばかりいぢるのにはやつておりまして、実情に即してないと思ひます。そういう点から参りまして私達

は非常に不安な点でございまして、こういう問題は真剣にどうするか国が国民の福祉に副うかというのを考えて頂かなければならぬのだと思ひます。ございします。殊にアメリカあたりでも一応は下へ渡して見たけれども、社会福祉の問題はうまく行かないというので段々上の方に又移りつつあるというやうなことも私聞いておるのでございしますが、古い面に逆行するやうな形があるように思ひますのでございします。若しうそういうことになるとこれは由々しき問題だと存じますので、どうぞまあいろいろ点からの関係もあるかも知れませんが、実情に即した方向へ持つて行つて頂かなければ断じて承認できないと私は考えておりますので、一つその点よく御研究願ひたいと思ひます。

それから最初にあなたがおつしやいましたように、各方面の意見を聞いて結論を出すということは大変結構なこととでございします。どうぞこういう点は自分達の手柄とか何とかいうことではなくして、本當に国の、国民の幸福になるという点に重点を置いて一つお進み願ひたいと思ひます。生活保護法その他に対して私達は非常に関心を持つてやつておるわけにございしますので、ついでに口もきくわけにございします

が、その点何分……

○委員長(山下義信君) 委員長から地方行政調査委員会に望んで置きますが、お願ひして置くのです。この新聞記事が出ますと、全国的に非常な動搖を与えるのです。それで国家扶助の問題は非常に強力に進めて行かなければならぬという考え方で、當院の厚生委員会は従来その方針を以てすべての社会福祉立法等に當りまして厚生当局に対しまして、すでに国会の意思としては、国家扶助は強力強力に推進して行かなければならぬという基本原則を以てやつておる。地方に行きましても、国会としての意見なり指導はその方針でやつておる。従つて社会保障制度の基本原則等におきましても、国の責任においてやらなければならぬ部分が逐次増加するやうな考え方で、向うの非難等も出かかつておるというこの場合に、国の事務と地方の事務の分離という研究は當然あなたの方でなさるわけですが、それが公の議に上つて来る前に一つの試案が……厚生行政が大分地方に行つてしまふのだという記事が全国に流れて行く場合におきましては、下部の都道府県なり市町村が、今一生懸命やらせようという国の方針に逆行して非常に混乱を招く虞れがあると私共考へて、厚生委員会では昨日からの新聞記事が掲載されて以来、本委員会の各委員から憂慮せられて、今日急に來て頂いて緊急質問も行われたやうなことでありまして、今後は相当公の手続を経て、公の會議にかけ、或る程度の成案の見通しのできるころまで行かれて、新聞記事に出ることは御留意と思ひますので、十分慎重なる態度でお取扱い願ひないと、厚生委員会としても非常に遺憾と思ひますので、その点一つ責任を以てこの委員会の意見をお持ち帰り願ひたいと思ひます。

この際あなたがおいでこの席で皆さんにお話いたしますが、厚生省當局の意向をこの機会に聞いて置きたいと思ひます。御異議ございせんか。

○委員長(山下義信君) 御異議ないと思ひます。それでは社会局長代理から厚生省はどういうふうなこの記事に対して見解を持つておるかということをお願いしたいと思ひます。

○説明員(小山進次郎君) 厚生省としましては、今のやうな問題に遭遇いたしましたのは、昨年のシャワー勧告の実施に伴つて平衡交付金の制度が創始されまします際に、同じやうなことが政府部内において論議されたのが最初であつたのであります。その當時から厚生省としましては社会福祉、公衆衛生を含めまして、これらの仕事は従来の歴史的な沿革から見ても小さい地域の団体では到底処理できないということ、逐次上につて來て、結局中間的な団体である府県でもどうにもならないというところで、結局国家責任ということが考えられるやうになり、こういつた思想が日本国憲法を書かれます際にも、憲法第二十五條の規定になつて現われておる。こういふやうな理解の下に厚生省は従来仕事をやつて來たわけでありまして、特に新憲法を特色付けておるものが憲法第二十五條であるといひます。ならば、この二十五條の趣旨は、聊かでも至められたりするといふことがあつては到底これはいかんのじやないか、こういふやうな強い考えを持つておるわけでありまして、従いま

してこういうような気持で従来とも施策を続けて来たわけでありますが、只今お話になったようなことが近く行政事務の再配分に關連して問題になつて行くといひますならば、当然厚生省側といひしても、これに対して相対的な決意を持つて対応して行きたい。こういうふうな考えでおります。

○委員長(山下義信君) この問題につきまして御発言下さいませんか。それでは一応この問題は打切ることにして置きます。

○深川タマエ君 大臣がお見えになつてゐるようでありますが、大臣に対して外の質問をしてよろしくございませうか。

○委員長(山下義信君) よろしくございませう。

○深川タマエ君 実は二、三日前に東京都下の日雇人夫の中の婦人代表者が来られまして、四つの條件を持ち込まれたので大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

その第一は、労働大臣と先生との二人の關係かと存じますが、東京都下の日雇の婦人に対して、最近労働手帳が取上げられようとしてゐるやうでございませう。その趣旨は、婦人は日雇に成るべく雇われないで、その代り生活保護法によつて養つて呉れるという趣旨らしいのでございませうけれども、果してそれだけ生活保護法の余力があるかといふことと、もう一つは、二、三人子供を連れてたりしてゐる者があるやうでございませうが、保護法の金が非常に少いのでやはり働かして貰いたいから労働手帳の取上げは中止して貰いたいといふ願ひが一つ。

それから第二番目は、簡易宿泊所を東京都に作つて呉れたいのであります。日雇人夫の家のない人が大変困つてゐるやうでございまして、これは深く説明する必要もないかと思ひます。

第三番目は、朝早く電車賃の割引をして呉れたいのであります。昔あつたこととでございませうけれども、日給が少いので尤も願ひかと思ひます。

第四番目は、女の日雇人が、この炎天に子供を背負つて戸外の土木事業に参加しますのは、非常に子供のために悪いから、託児所を、数は少くともいから早急に一つ作つて欲しい。尤もなこととでございまして、地方なんかに行つて見ますと、非常に託児所の要求は沢山ございませうけれども……。

……といふことは婦人団体の手でできることとでございませうので、少し家の広い所、或いはお寺なんか、何人かの失業婦人を雇入れまして、これは一つの内職にもなると思ひます。熱心にさへ計画して呉れば可能性は相当あると思ひますけれども、これに対して大臣の御所見を伺いたいので、これはちよつと労働大臣の方の問題かと思ひますが、

……と申すので御参考までに申しますけれども、只今失業保険といふのが日雇人に下つておられますけれども、保険金は一日に三円ぐらゐ納めてゐるのでございませうけれども、實際は二カ月の間に三十二日間仕事にあり付いてゐた人間に限りまして、七月休んで八日目から初めて貰ふことになつたけれども、實際貰つた人は一人もないやうであります。一人も貰へませんのでしほられ損でございませうので、この実情をよくお調べになつて頂きたいと思ひます。

もう一つ最後に、これは今朝こもり傘直しの団体から申込まれた件でございまして、国から生活保護法の金が出ても、實際物価に比較して非常に少いからといふのでございませうが、どうでございませうか。

○國務大臣(黒川武雄君) 一々御尤もな要望と存じます。生活保護法で十分日雇労働者が賄えるかどうか。これは生活保護法に定めます一定の困窮状態でありまして、十分だとは當然私共考へておりません。それから失業保険のこととは、これは又労働省とよく……。

○深川タマエ君 はあ。

○國務大臣(黒川武雄君) それから簡易宿泊所の設置、それから早朝の電車賃の割引、託児所の設置、一々御尤もな要望と思ひますからよく研究して努力したいと思ひます。

○深川タマエ君 これは東京都の民生局等が新聞にもすでに公表しておるやうでございませうから、こういうことは東京都が直接具体的に案を立てるのでございませうか。

○説明員(小山達次郎君) 只今お話がありました五項目のうち、先程大臣から申されましたように、簡易宿泊所の設置、それから電車賃の割引、失業保険の支給、この三項目は労働省の所管になつておりますので、厚生省としてはちよつと申上げかわる問題でございませうが、これらのうち、例えば簡易宿泊所の設置といふような問題は、或いは一部東京都の方では民生局でやつてゐるやうなことがあるかも知れませんが、仕事の性質としては労働省系統の仕事といふことに相成つております。

○委員長(山下義信君) 社会局長代理に伺ひますが、日雇労働者の關係のいろいろな福利施設を申しますが、福祉施設は労働大臣の所管でしようけれども、浮浪者の宿泊施設はこれは厚生省の所管でしよう。それらの關連から労働省との間の……御連絡等があるやうな……全然連絡がございませうか。日雇労働者の方の簡易宿泊所の方はそのちでやれ、今度はルンペンになつての宿泊所の場合はこつちでやると、截然と切つてあるのではありませんか。どうも日雇労働者は、好ましくないのですけれども、段々とルンペン化しつつあるわけですが、そのところの連絡調整等はどうか。深川委員の質疑は大部分その辺だつたと思ひます。

○説明員(小山達次郎君) 只今申されました点は、委員長が申されました通りになつておるわけとでございまして、仕事の分け方としてさういふふうに分れておるだけとでなく、實際のやり方もさういふやうな分け方に沿つて進めております。先ず厚生省側の仕事の決める方について申上げますと、委員長が申されましたように、浮浪者に対する宿泊施設の提供といふのは厚生省がやつておるわけとでございませうが、厚生省がやつております仕事の現状を申上げますと、差当りそのあたりに浮浪してゐる人々を收容いたしました。三月なり半年の期間適當な生活訓練を加へまして、社会生活に馴致するやうにする意味での浮浪者收容施設を作るといふことに全力を挙げておるといふ段階でございまして、いわばこの施設を卒業した人々が、或いは肩掛いかとか、その他の方法によつて衣食を立てて行くといふ場合に必要な簡易宿泊所を整備するといふところまでまだ十分手が伸びかねておるといふ状況でございませう。

但し部分的には、例えば横濱における二、三の施設等のごとく簡易宿泊施設にまで手が伸びかけておるといふところもございませう。いづれにせよ今後の浮浪者対策の問題としてしましては、最初の收容保護の施設だけではなく、これを卒業いたしました者の参ります簡易宿泊所の施設、及びできれば簡易食堂の施設まで整備するといふことが必要でございませうので、さういつた一つの体系を持つた浮浪者対策を整備したいといふことで、厚生省としても目下研究し、来年度予算にもさういつた趣旨のものを要求したいといふことで現在内部で折衝中とでございませう。労働省側といひましてやつておる現状は、簡易宿泊所についてはさういふ努力も十分できてゐないといふやうな現状のやうでございませう。尙労働者を通じて、例えばさういつた施設を利用して、おる人々の中にも、女子で子供を持つておるといふ人々もあるわけとでございませうが、さういふ人々に対する保育所等は、それは當然厚生省が児童福祉施設としてしなければならぬこととでございませう。昨今の情勢に鑑みまして、大都市に、而も日雇労働者の多い地域に保育所を集中的に整備するやうに現在心を配つております。

○深川タマエ君 厚生省のお方の御意見はよく分りましたけれども、この東京都下のでき事でございませうので、いつか機会がございませうたら、東京都の民生局長さんか、これに代る人に一遍来て頂いて、東京都の実情を伺わせて

貰いたい、というのは、東京都のことが分りますれば、他の大都市のことも大体よく分ります。この頃は地方税をめぐつても分りますように、地方の行政に際しまして地方に調査移管されております法律の具体的な案を聞いたりこちらから注文したりしたいと思ひますので、どうか……。

○委員長(山下義信君) 承知しました。次回東京都の民生局長を呼ぶことにいたします。

○委員長(山下義信君) 日程に帰ります。前回に引續いて災害救助法の一部を改正する法律案の審議をお願いいたします。本案は大体本月中に質疑を終つて頂きたいという予定でございますので、お含み下さいまして御質疑の御施行をお願いいたします。

社会局長に伺ひますが、この災害救助法の補助はできるだけ地方にやろうというお考えはまあいいのですが、これは災害救助法の支出高をこういふ今回の御改正のように百分の一なり百分の一というように定めますので、これはもう一方的な処置であつて、災害救助費の見積りの基準を低いままで置いておいたのでは、私はこれは甚だ徹底を欠くと思ひます。幾ら災害救助費の總高をその県の収入の二百分の一といふところまでまあ仮りに下げたにしても、その救助費の見積りの仕方を、避難民の一日の費用を非常に低く見積つたりすればそれから低く押えられるので、これでは意味ないと思ひますが、前回の小山議長はこの基準救助費の積算の基準が、倍率が三倍になつておると言つたのですが、三倍や五倍や十倍では実情に遠いのではないかと思ひます。この救助費の基準額は厚

生省の方で、大臣で自由にこれは変更できるのじやないかと思ひますが、自由に変更できないのですか。それを自由に変更できるものをそのままにして置いて、一方府県の支出をこういふふうに改正することは、非常に不徹底と思ひますが、そういう点は厚生省の考えはどう考へてゐるのですか。

○説明員(小山進次郎君) 只今の御質疑は二つに触れておりますので申上げて置きたいと思ひます。

先ず第一点は救助の場合の程度とか方法を変えるのは厚生大臣だけではできないのかというお尋ねでございますが、これは救助の程度とか方法を要しますと、必然的に財政支出に響いて参りますので、これを要します場合には、厚生省と大蔵省と協議をして決めるというところに相成つております。でこれを災害救助法では、従来要求しておりませんが、国の財政関係の法規から見まして、例えば国が経費を支出したとします場合には、大蔵大臣が認証することに相成つております。大蔵大臣が認証いたしますものは、予め財政計画の上において大蔵省と協議済みのものについてだけ認証いたすということに相成つておりますので、勢い事実上の問題といたしまして、予め協議をして確めて置いたものでないとなれば、経費の支出はできないということになりますので、形式上は協議を必ずしも必要とするようには規定されておりましたが、実質的に協議して協議のまとまつたものでなければ実施できないといふようなことに相成つております。それから第二点は、実質的な問題で、現在の程度では低過ぎやしないかというお尋ねでございますが、この点につ

いては率直に申上げてまして、私共もでき得ればもう少し上げたいという考へを以ちまして、昨春秋におきましては相當強い態度で折衝いたしましたのでありますが、うまく話が進みませず、現在のうちに相成つておるわけでありまして、ただここで一言申添えさして頂きたいと思ひますことは、現在救助の程度として決めて置いた範圍以上に亘つて、實際上地方がやらざるを得ないに拘わらず、国として経費補助の対象としての金額をあの程度に止めて置くというふうな事実はないのでございまして、見限りとしては、現在でも實際の地方がやつただけを救助の対象として見ておるわけでありまして、ただ事實上の問題として救助の程度が低過ぎるために、それ以上に亘つて実施しても果して国からの補助金交付が得られるかどうかについて自信を持ちかねる地方が、勢い救助を手控えてその範圍で止めてしまふという傾向があります。これは、正しくおつしやる通りでありまして、この点はやはり救助の程度を引上げるということに根本的に解決しなければいけないということを常々考へておるところでございます。

○委員長(山下義信君) 救助の基準が低いと結局避難民が千人であるのを三千人と書き、炊出しを五百人した分を二千八分と書くとか、いろいろ請求書に手心を加えるような弊害が出て来るので、やはり實際上に必要な基準には当然改正すべきで、今おつしやつた支出の事務は大蔵省と交渉しなければならぬのでしようけれども、法規の上では厚生大臣でできることになつておるのですが、一体我々常識として聞いて置きたいのは、仮りに我々の選挙区で大火事が起きたり水害が起きたりしたら、その救助費をあなたの方に行つて請求するの、救助費を請求したらそれが妥当であるというこの認定はこれは施設課長のところであるのですか、どういふふうに厚生省がするか、その手続を簡単に教えて下さい。

○説明員(小山進次郎君) 實際に災害が起きた場合には、府県といたしましては予め決められておりました救助の範圍で直ちに実施をいたします。その場合府県としては予め支出について本省の承認を求めるとを必要といたしません。直ちに府県の判断で実施してよろしいということになつております。厚生省でやりますことは、府県が実施しました後で調書を以て厚生省へ金の請求をして参ります。その際に

事實上基準の範圍内で行われておつたかどうかということ、實際の支出が正当に行われておつたかどうかということ、具体的に申しますと、厚生省の施設課の者が検討するということ、いたすわけでありまして、その検討が済みましたならば、直ちにこれは災害の規模によつて、時期は違ひます。非常に大きな災害である場合には、長く地方費で立替えて置きますことは、到底地方団体の堪え得るところではありませんので、非常に大きな災害の場合には直ちに大蔵省に予算の支出を要求する。金の支出を要求いたします。小さな災害の場合には、その年間のものを一括いたしまして、年度末に請求するということにいたしております。大蔵省は厚生省の認定したものに從ひまして金の支出をする、こういう手順で実施しております。

○委員長(山下義信君) ちよつと速記を止めて。

午前十一時七分速記中止

午前十一時二十三分速記開始

○委員長(山下義信君) 速記を始め。それでは、本日はこれにて散会いたします。

午後十一時二十四分散会	
出席者は左の通り。	
委員長	山下 義信君
理事	小杉 繁安君 有馬 英二君
委員	大谷 豊潤君 池田七郎兵衛君 中山 壽彦君 河崎 ナツ君

堂森 芳夫君	厚生大臣	説明員
藤原 道子君	黒川 武雄君	
常岡 一郎君		
藤森 眞治君		
深川 タマエ君		
松原 一彦君		
	厚生省社会局長代理	
	小山 進次郎君	
	厚生省社会局長	
	熊崎 正夫君	
	地方行政調査委員会事務局第二調査課長	
	小熊 清君	

昭和二十五年八月八日印刷

昭和二十五年八月九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所